

高齢者分科会付議事項の報告

令和4年9月15日

加賀市長 宮 元 陸 様

加賀市健康福祉審議会高齢者分科会
会長 橘 秀樹

地域密着型サービス事業者の指定について（答申）

令和4年5月20日発加福第10号をもって加賀市長より諮問があり、同日加賀市健康福祉審議会規則第2条の規定により加賀市健康福祉審議会会長より当分科会に付議された地域密着型サービス事業者の指定については、審議の結果、下記事業者について指定を行うことが望ましいとの結果を得ましたので、別紙地域密着型サービス事業者整備部会の報告書を付して答申いたします。なお、認知症対応型共同生活介護整備事業者においては、第1交渉権者と交渉を図っていただきたく存じます。

記

●山中圏域における小規模多機能型居宅介護整備事業者

整備事業者：社会福祉法人 萌和会

事業所名(仮)：小規模多機能ホームいらっせ山中

●認知症対応型共同生活介護整備事業者

第1交渉権者

整備事業者：医療法人 萌和会

事業所名(仮)：グループホーム山中

第2交渉権者

整備事業者：医療法人社団 渋谷会

事業所名(仮)：認知症対応型共同生活介護事業所

令和4年9月2日

加賀市健康福祉審議会高齢者分科会
会長 橘 秀 樹 様

加賀市健康福祉審議会高齢者分科会
地域密着型サービス整備部会
会長 小 林 千 恵 子

報 告 書

当部会は、令和4年度加賀市地域密着型サービス事業所整備事業者募集要項の趣旨に基づき、「小規模多機能型居宅介護（山中圏域（河南地区））」及び「認知症対応型共同生活介護」を整備する事業者として、応募のあった事業者の事業計画について、地域密着型サービス整備に対する考え方及び理解度を調査・審議いたしました。

小規模多機能型居宅介護は1事業者のみ、認知症対応型共同生活介護は2事業者の応募でありました。小規模多機能型居宅介護及び認知症対応型共同生活介護の応募事業者について、整備事業者として支障がないものと認めます。なお、認知症対応型共同生活介護においては、第1交渉権者、第2交渉権者を別紙のとおり決定し、第1交渉権者との交渉を図っていただきたく存じます。

また、整備事業者としての選定にあたり、整備事業者の提案に対し、「より良いサービスの提供」や「介護サービスの質の向上」等を目的として別紙の通り助言を付することとします。

地域密着型サービス整備部会
審議結果【小規模多機能型居宅介護（山中圏域（河南地区））】

応募のあった1事業者の提案内容を審査した結果、整備事業者として評価基準を満たすものと認めました。採点の結果は以下の通りです。（100点満点）

| 点数 | 採点結果 |
|-------|-------|
| 専門委員 | 事業者A |
| 専門委員① | 65点 |
| 専門委員② | 76点 |
| 専門委員③ | 62点 |
| 平均点 | 67.7点 |
| 基準点 | 60.0点 |

応募事業者の取り組みに対する助言は以下のとおりである。

- 専門職や関係機関との連携を十分に図り、地域全体とのつながりを考慮したうえで、事業所の取り組みに反映すること。
- 地域に開かれた事業所として地域住民へ周知を行い、地域の方々との交流を図ること。また、現存事業所での地域交流の取り組みや課題を整理したうえで、新規事業所では地域の特性を踏まえ、地域住民との交流を深めていけるよう、具体的な展開を検討すること。

応募事業者の建物に対する助言は以下のとおりである。

- 地域交流室の人数が限られているため、外部デッキを活用してスペースを拡大することやリビングとの連動を考慮し、十分な広さの確保を検討すること。
- 利用者安全の確保のため、2階屋外階段からの避難経路を見直し、西側駐車場へ避難する際、幅1.51m以上確保するよう避難経路を再検討すること。

地域密着型サービス整備部会
審議結果【認知症対応型共同生活介護】

応募のあった2事業者の提案内容を審査した結果、整備事業者として評価基準を満たすものと認めました。採点の結果は以下の通りです。(100点満点)

| | 採点結果 | |
|-------|-------|-------|
| | 事業者B | 事業者C |
| 専門委員① | 66点 | 68点 |
| 専門委員② | 75点 | 75点 |
| 専門委員③ | 63点 | 74点 |
| 平均点 | 68.0点 | 72.3点 |
| 基準点 | 60.0点 | |

なお、整備事業者から提出いただいた申請資料、プレゼンテーションのヒアリング内容、採点結果を鑑み、第1交渉権者は事業者C、第2交渉権者は事業者Bに決定しました。

応募事業者の取り組みに対する助言は以下のとおりである。

【第1交渉権者（事業者C）】

- 運営理念は適正な内容であるが、グループ法人内の事業所同士の連携が強調された内容を受け止められ、地域とのつながりをどのように取り組んでいくのか具体的な提案が乏しかった。地域住民と一体となった取り組みに重点を置き、地域とのつながりや地域にどのように貢献していけるかを考えて取り組んでいくことに期待する。
- 利用者の状態や、地域の方々・利用者家族の考え方、地域の他の事業者等をきちんと把握したうえで、利用者に対して適切な説明を行い、グループ法人内で利用者を囲い込む運営は行わないこと。

【第2交渉権者（事業者B）】

- 共同生活室での利用者の居場所がダイニングテーブルのみと画一的であるため、利用者の方々の個々の過ごし方や、居心地が良くなる空間を考えること。
- 申請資料内容の具体性が欠けていたため、評価し難い点が残念であった。しかしながら、現存事業所の取り組みは分かりやすく、また、新規事業所は町の中心に位置しており、地域とのつながりも感じられたため、今後の更なる発展に期待したい。

応募事業者の建物に対する助言は以下のとおりである。

【第1交渉権者（事業者C）】

- 隣接の小規模多機能型居宅介護事業所と対外的に交流を図ることができる建物計画を検討すること。具体的には隣接の小規模多機能型居宅介護事業所側に、パブリックスペースが面するよう検討すること。
- 広域な畳スペースは、特定の利用者が占有することが懸念される。多くの利用者に有効に

活用されるよう、他の形態を検討すること。

- 災害時の備蓄について、階段下物置に加えて、建物外部への倉庫の配置や床下を有効活用し、十分なスペースを確保すること。

【第2交渉権者（事業者 B）】

- 地域交流室は外に開かれており、内部も分かりやすい構造のため、建物の計画は良かった。しかしながら、建築面積に対して建物建設事業費が少ないことは懸念されるため、事業費を見直すよう検討すること。